

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第三号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第一条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一行政職給料表級別標準職務表を次のように改める。

第一 行政職給料表級別標準職務表

一級

主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職の職務

二級

高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職の職務

三級

主任の職務又はこれに相当する職の職務

四級

本庁の主査若しくは係長の職務又はこれに相当する職の職務

五級

本庁の主幹若しくは課長補佐の職務又はこれに相当する職の職務

六級

本庁の担当監若しくは参事若しくは課長代理の職務又はこれに相当する職の職務

七級

本庁の課長の職務又はこれに相当する職の職務

八級

本庁の部長の職務又はこれに相当する職の職務

九級

本庁の局長の職務又はこれに相当する職の職務

別表第一第七医療職給料表(二)級別標準職務表を次のように改める。

第七 医療職給料表(二)級別標準職務表

一級

栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師

(以下「栄養士等」という。)の職務

二級

- 1 薬剤師又は獣医師の職務
- 2 高度の技術又は経験を必要とする栄養士等の職務

三級

主任の職務又はこれに相当する職の職務

四級

困難な業務を行う主任の職務又はこれに相当する職の職務

五級

- 1 厚生環境事務所の主幹の職務又はこれに相当する職の職務
- 2 厚生環境事務所の係長の職務又はこれに相当する職の職務

六級

厚生環境事務所の次長若しくは課長の職務又はこれに相当する職の職務

七級

畜産事務所の所長の職務又はこれに相当する職の職務

別表第一第八医療職給料表(三)級別標準職務表を次のように改める。

第八 医療職給料表(三)級別標準職務表

一級

准看護師の職務

二級

- 1 看護師の職務
- 2 保健師又は助産師の職務
- 3 相当の経験を必要とする准看護師の職務のうち、人事委員会が認めるもの

三級

- 1 主任の職務又はこれに相当する職の職務
- 2 困難な業務に従事する看護師、助産師又は保健師の職務のうち、人事委員会が認めるもの

四級

困難な業務を行う主任の職務又はこれに相当する職の職務

五級

- 1 厚生環境事務所の主幹の職務又はこれに相当する職の職務
- 2 厚生環境事務所の係長の職務又はこれに相当する職の職務

六級

厚生環境事務所の課長の職務又はこれに相当する職の職務

七級

人事委員会が認める職務

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年広島県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

附則第十条第一項第一号中「百分の九十九・六五」を「百分の九十七・九九」に、「百分の九十九・八三」を「百分の九十八・一六」に、「それらの」を「基準日において一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第五条第二項に規定する給料表の適用を受ける者(以下「第二号任期付研究員」という。)(基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。)及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であつて切替日の前日に当該異動があつたものとした場合に基準日において第二号任期付研究員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十八・三三を乗じて得た額とし、それらの」に改め、同項第二号中「百分の九十九・六五」を「百分の九十七・九九」に、「百分の九十九・八三」を「百分の九十八・一六」に改め、同項第三号中「百分の九十九・六五」を「百分の九十七・九九」に、「百分の九十九・八三」を「百分の九十八・一六」に、「それらの」を「基準日において第二号任期付研究員である者にあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十八・三三を乗じて得た額とし、それらの」に改め、同項第四号イ中「百分の九十九・六五」を「百分の九十七・九九」に、「百分の九十九・八三」を「百分の九十八・一六を乗じて得た額、基準日において第二号任期付研究員である者にあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十八・三三」に改め、同号ロ中「百分の九十九・六五」を「百分の九十七・九九」に、「百分の九十九・八三」を「百分の九十八・一六」に、「それらの」を「基準日において第二号任期付研究員である者にあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十八・三三を乗じて得た額とし、それらの」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十三年四月一日から施行する。